

倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下「市工事」という。）について、入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、指名競争入札の参加者及び随意契約の相手方（以下「有資格業者」という。）を選定対象から排除する措置（以下「指名停止」という。）を行うこととし、その基準及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置事由の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、市工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置事由の2以上に該当したときは、当該措置事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

一 別表各号の措置事由に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置事由に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置事由に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置事由に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第一号の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2の期間（第5条第一号に該当する場合にあっては、別表第2第5号又は第8号に定める期間を限度とする。）まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせ

たため、別表各号及び第1項の規定による指名停止期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

一 市の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を確認した場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第8号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該案件について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第5号、又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

三 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号に該当する有資格業者者に悪質な事由であるとき。（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(指名停止の特例)

第7条 市長は、特殊な技術を要する市工事又は災害復旧その他急を要する市工事のためやむを得ないと認められるときは、指名停止期間中の有資格業者を当該市工事についてのみ指名又は随意契約の相手方とすることができる。

(指名停止事由発生 の報告及び事情聴取)

- 第8条 市工事を主管する課長又は関係機関の長は、有資格業者が別表各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがあることを認めるときは、速やかに指名停止事由発生報告書（様式第1号）により、建設業者等指名停止審査委員会（以下「審査委員会」という。）に提出するものとする。
- 2 審査委員会は、指名停止に関し必要があると認めるときは、別表各号のいずれかに該当し、又は該当する疑いがある有資格業者及びその関係者から、事情聴取をしなければならない。

(指名停止の決定)

第9条 市長は、指名停止をしようとするときは、審査委員会の意見を徴し、決定するものとする。
指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

(指名停止の通知)

第10条 市長は、前条の規定により指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対し指名停止通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しそれぞれ指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は指名停止解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 市長は、第7条の規定による指名停止の特例措置を行ったときは、指名停止特例通知書(様式第5号)により当該有資格業者に対し通知するものとする。

(下請等の禁止)

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事の全部又は一部を下請することを承認してはならない。また、別表各号の措置事由に該当した業者で有資格業者でないことにより指名停止の対象としなかった下請負人についても、同様とする。

(指名停止期間の取扱等)

第12条 指名停止期間が、指名競争入札参加資格の有効期間の残月数を超えるときは、次の指名競争入札参加資格申請が行われ、有資格業者となった場合は、当該超える期間を引き続き適用するものとする。

2 指名停止期間が、指名競争入札参加資格の有効期間の残月数を超えるときは、次の指名競争入札参加資格申請が行われなかった場合において、前項の残月数を超える期間は、市工事の下請負人になることはできない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合には、審査委員会に諮り決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱による指名停止の措置が継続している者については、当該指名停止が行われた日に改正後のこの要綱の規定により指名停止が行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止の措置を受けているものは、当該指名停止が行われた日にこの要綱による改正後の倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定により指名停止が行われたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

(別表第2 10号(建設業法違反行為)を追加した。)

附 則

1 この要綱は、平成18年2月16日から施行する。

要綱第5条（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）を追加した。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（別表第2 9号（暴力的不法行為）の内容を一部追加した。）

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 県内において生じた事故等に基づく措置基準

| 措 置 事 由 | 指名停止期間 |
|--|-----------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
| <p>3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 2週間以上3ヵ月以内</p> |

※5号から8号の規定は、自然災害に起因するものについては措置しない。

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

| 措 置 事 由 | 指名停止期間 |
|--|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次に掲げる者が市の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> | <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>4ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>3ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>逮捕または公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上6ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上3ヵ月以内</p> <p>1ヵ月以上2ヵ月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>5 市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>6 県の区域外の他の公共機関の建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p> |
| <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヵ月以上12ヵ月以内</p> |

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>8 市工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
| <p>(暴力的不法行為等)</p> | |
| <p>9 暴力的不法行為等で次の事項に該当したとき。</p> | <p>当該認定をした日から 12ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(1) 代表役員等、一般役員等及び有資格業者の経営に事実上参加しているもの（以下「経営幹部」という。）が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> | <p>6ヵ月以上36ヵ月以内 4ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(2) 暴力団関係者を使用人としていると認められるとき。</p> | <p>6ヵ月以上36ヵ月以内 4ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(3) 暴力団関係者を代理人、受託者等として使用していると認められるとき。</p> | <p>4ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(4) 暴力団関係者が経営幹部となっている個人又は法人に市工事又は一般工事等の施工を下請けさせていると認められるとき。</p> | <p>4ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(5) 代表役員等及び一般役員等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> | <p>6ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をしていると認められるとき。</p> | <p>2ヵ月以上36ヵ月以内</p> |
| <p>(7) 市工事又は一般工事等の施工において、暴力団関係者から不当介入を受けながら市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p> | <p>1ヵ月以上6ヵ月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> | |
| <p>10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> |
| <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> | <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p> |
| <p>(2) 建設業法の規定に違反し監督処分がなされた場合。(市長が軽微なものと判断した場合を除く。)</p> | <p>1ヵ月以上9ヵ月以内</p> |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p> | |
| <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上12ヵ月以内</p> |
| <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p> |

13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、不正行為等として特に
重大と認められるとき。

その都度決定

<考え方>

※1つの事案に措置理由が2つ以上該当する場合は、指名停止期間の長い方を措置する。

※一つの事案について、指名停止は1度とする。

※(次の場合は、指名停止期間を2倍する。)

一 指名停止期間の満了後1ヵ年を経過するまでに指名停止措置事由に該当する場合。

二 贈賄、独占禁止法違反、談合の措置事由に係る指名停止の期間満了後3ヵ年を経過するまでに、贈賄、独占禁止法違反、談合の措置事由に該当する場合。

指 名 停 止 事 由 発 生 報 告 書

建設業者等指名停止審査委員会
委員長

様

課（所）長

このことについて、倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | |
|-------------|--|
| 商 号 又 は 名 称 | |
| 代 表 者 氏 名 | |
| 所 在 地 | |
| 発 生 時 期 | |
| 発 生 場 所 | |
| 内 容 | |

発 第 号
年 月 日

指 名 停 止 通 知 書

様

倉吉市長

このたびの貴社（殿）の行為は、市工事の有資格業者としての社会的期待及び責任に照らして、あってはならないものであり誠に遺憾であります。よって、今後市が発注するすべての建設工事等について、下記のとおり指名を停止することとしましたので通知します。今後は係る事態が再度生ずることのないよう厳重に注意してください。

なお、市に対してこの措置について苦情申立をすることが出来ます。この場合においては、下記の指名停止の期間内に、その旨を記載した書面を提出してください。また、当該書面の作成にあたって様式は自由ですが、別添作成例を参考としてください。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

（ 間）

発 第 号
年 月 日

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

様

倉吉市長

年 月 日付発 第 号で通知した指名停止について、次のとおり
当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---------|------|
| 1 | 従前の指名停止期間 | 年 月 日から | |
| | | 年 月 日まで | (間) |
| 2 | 変更後の指名停止期間 | 年 月 日から | |
| | | 年 月 日まで | (間) |
| 3 | 変更の理由 | | |

様式第4号（第10条関係）

発 第 号
年 月 日

指 名 停 止 解 除

様

倉吉市長

年 月 日付発 第 号で通知した指名停止について、この度、当該
指名停止を解除したので通知します。

指 名 停 止 特 例 通 知 書

様

倉吉市長

年 月 日付発 第 号で通知した指名停止について、特段の事情により、次の工事については、指名停止措置の特例とするので通知します。

記

- 1 指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで (間)
- 2 対象となる市工事の名称
- 3 指名停止特例理由